

耐震診断義務化対象建築物の耐震診断結果の公表

(要安全確認計画記載建築物)

(目 次)

| | | | |
|---|--------------------------|-------|---|
| 1 | 耐震診断義務化対象建築物の耐震診断結果の公表内容 | …………… | 1 |
| 2 | 評価結果 | | |
| | 耐震診断結果 | …………… | 2 |
| | 附表1 耐震診断の方法の名称と安全性の評価 | …………… | 3 |
| | 附表2 記号の説明 | …………… | 4 |

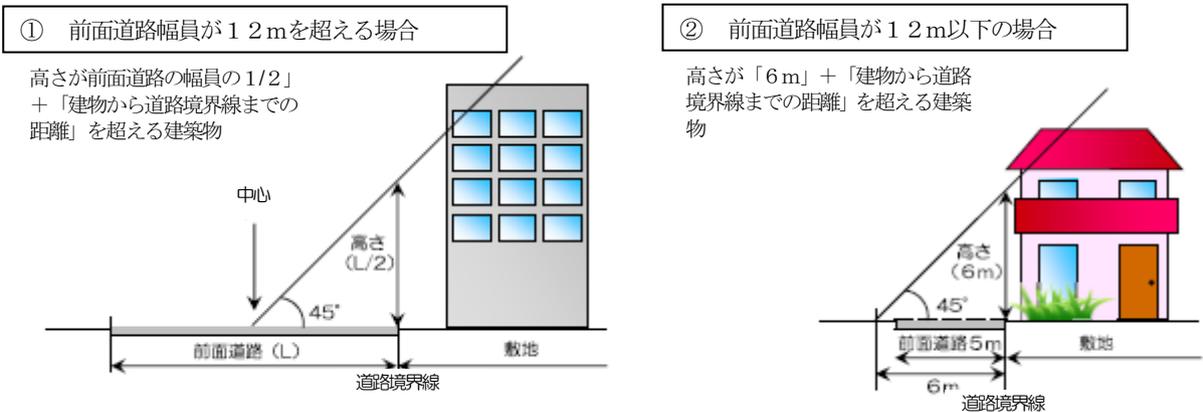
1 耐震診断義務化対象建築物の耐震診断結果の公表内容 (要安全確認計画記載建築物)

1 経緯 静岡県耐震改修促進計画により指定された防災上重要な道路に接している建築物のうち、昭和56年5月31日以前に建築され、地震によって倒壊した場合に前面道路の幅員の過半を閉塞するおそれのある建築物（以下「耐震診断義務化対象建築物」という。）について、所有者は耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられた。焼津市は、その結果を公表する。

2 耐震診断義務化対象建築物

昭和56年5月31日以前に建築され、地震によって倒壊した場合に前面道路の幅員の過半を閉塞するおそれのある建築物

・前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物とは



3 内 容

- ア 建築物の名称、位置、用途
- イ 耐震診断の方法の名称及び当該耐震診断による構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果
- ウ 報告書に耐震改修、建替え又は除却の予定が記載された場合にあっては、その内容及び実施時期

※ 安全性の評価結果
震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
 いずれの区分であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては、損傷が生ずるおそれが少なく、倒壊するおそれはない。

| 安全性の評価 | 内容 |
|--------|---------------------------------------|
| I | 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する 危険性が高い |
| II | 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する 危険性がある |
| III | 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する 危険性が低い |

要安全確認計画記載建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）の耐震診断結果

【焼津市】

| NO | 前面道路名 | 建築物の名称 | 建築物の位置 | 建築物の用途 | 耐震診断の方法の名称 | 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果 | 安全性の評価(I, II, III) | 耐震改修等の予定 | | 備考 |
|----|--------|---------------|----------|--------|--|---|--------------------|----------|------|------------|
| | | | | | | | | 内容 | 実施時期 | |
| 1 | 国道150号 | 真富士屋食品(株)焼津工場 | 焼津市大島912 | 工場 | ① 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版、2017年版) | $I_s/I_{s0} = 1.01$ $C_{TU} \cdot s_D = 0.61$ | III | | | 1階の一部 |
| | | | | | ② 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版) | $I_s = 0.07$ $q = 0.27$ | I | | | 1階の一部と2階部分 |

※以下に示す構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
 いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては
 損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載の I_s/I_{s0} に用いる I_{s0} は、一律Z(地域指標)=1.0、U(用途指標)=1.0として算定した。

※「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、(2)附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

附表1 耐震診断の方法の名称と安全性の評価

※ 耐震診断の方法は、平成18年国土交通省告示第184号において定められており、それらのうちいずれかの方法を用いて診断を実施すればよい。

| 耐震診断の方法の名称 | | 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性 | | |
|------------|---|--|-------------------------------|---|
| | | I | II | III |
| | | 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い | 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある | 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い |
| ① | 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版、2017年版) | $I_s/I_{S0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$ | 左右以外の場合 | $1.0 \leq I_s/I_{S0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$ |
| ② | 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版) | $I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$ | 左右以外の場合 | $0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$ |

I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(※)震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

附表2 記号の説明

※公表一覧表において使用する記号の説明については、以下のとおり。

| 記号 | 名称 | 説明 |
|---------------------------------------|---|--|
| I_s | 構造耐震指標 | <ul style="list-style-type: none"> 個々の既存建物が保有する耐震性能を数値で表した指標 構造図面やコンクリート強度試験結果等をもとに、建物が保有する「強度」と「粘り強さ」、「建物形状のバランス」、「経年劣化」をそれぞれ評価して、構造計算により算定する 個々の建設年や構造計画等によって数値は変わる |
| I_{s0} | 構造耐震判定指標 | <ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震性能の有無を判定するための指標 全国基準では鉄筋コンクリート造や鉄骨造は一般的に0.6 |
| $C_T \cdot S_D$ $C_{TU} \cdot S_D$ | 累積強度指標 (C_T) 終局限界における累積強度 指標 (C_{TU}) 形状指標 (S_D) | <ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造の建物に一定の「強度 (堅さ)」を確保するための指標 建物の「粘り強さ」を過剰に評価すると (地震時の倒壊は免れても) 外装材の脱落等が生じる危険性が大きくなるため、それを防止するために、一定の「強度 (堅さ)」を確保 |
| q | 保有水平耐力に関わる指標 | <ul style="list-style-type: none"> 鉄骨造の建物に一定の「強度 (強さ)」を確保するための指標 |
| Z | 地震地域係数 (地域指標) | <ul style="list-style-type: none"> 建物が建っている地域における歴史地震の被害程度や地震活動度等に応じて国が定める補正係数 ($Z=0.7\sim 1.0$) 静岡は $Z=1.0$ |
| G | 地盤指標 | <ul style="list-style-type: none"> 特殊な地盤で地震の揺れが増幅される恐れがある場合、建物に一定の耐震性能を割り増ししておくための補正係数 「がけ地」や「局所的な高台」などの場合に割り増し |
| U | 用途指標 | <ul style="list-style-type: none"> 災害拠点や災害時要援護者が利用する建物で、地震後も継続利用の必要がある場合、建物に一定の耐震性能を割り増ししておくための補正係数 |